

別添2 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的な方法について（平成2年7月17日付け基発第462号） 新旧対照表

改正	現行
<p>作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)第2条第3項に規定する質量濃度変換係数並びに同基準第10条第3項及び第13条第3項の規定に基づく測定の具体的方法について下記のとおり定めたので、作業環境測定士、作業環境測定機関、事業者等関係者に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)第2条第3項第2号に規定する質量濃度変換係数並びに同基準第10条第3項及び第13条第3項の規定に基づく測定の具体的方法について下記のとおり定めたので、作業環境測定士、作業環境測定機関、事業者等関係者に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数について</p> <p style="padding-left: 2em;">測定基準第2条第3項に規定する質量濃度変換係数については、以下のとおりとする。</p> <p>1 「単位作業場所について求めた数値」について</p> <p style="padding-left: 2em;">「単位作業場所について求めた数値」は、<u>粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令18号)第26条第3項の許可に係る単位作業場所について、同項の規定による較正を受けた測定機器を用いて、以下の方法により求めた数値とすること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 当該単位作業場所についての直近の測定及び当該測定からさかのぼる連続した測定において求めた4つの質量濃度変換係数の平均値とすること。</p> <p style="padding-left: 4em;">この場合における測定は、粉じん障害防止規則(昭和54年労</p>	<p>第1 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数について</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>測定基準第2条第3項第2号に規定する質量濃度変換係数については、以下のとおりとする。</u></p> <p>1 「単位作業場所について求めた数値」について</p> <p style="padding-left: 2em;">「単位作業場所について求めた数値」は、<u>測定基準第2条第3項の許可に係る単位作業場所について、同項第1号の規定による較正を受けた測定機器を用いて、以下の方法により求めた数値とすること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 当該単位作業場所についての直近の測定及び当該測定からさかのぼる連続した測定において求めた4つの質量濃度変換係数の平均値とすること。</p> <p style="padding-left: 4em;">この場合における測定は、粉じん障害防止規則(昭和54年労</p>

働省令第18号。以下「粉じん則」という。)第26条第1項の規定による作業環境測定の際に行う併行測定のほか、作業が定常的に行われている時間帯に行われた併行測定のみでも差し支えないこと。ただし、各測定の間隔は、1月以上をあけて行われたものであること。

- (2) (1)の4つの質量濃度変換係数のうちの最大値が最小値の2倍を超える場合には、(1)の平均値から最も離れた係数1つ(最大値と最小値が等しく離れている場合は最小値)を除く3つの係数の平均値とすること。

この場合において、当該3つの係数のうち最大値が最小値の2倍を超えるときには、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

- (3) (1)の4つの質量濃度変換係数のうち1つが次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、当該係数を除く3つの係数の平均値とすること。

イ 光散乱方式による測定機器にあつては、20未満

〔単位 平均粒径0.3 μ mのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、
0.01mg/m³/cpmの測定機器にあつては、10⁻³mg/m³/cpm
0.001mg/m³/cpmの測定機器にあつては、10⁻⁴mg/m³/cpm〕

ロ 圧電天秤方式による測定機器にあつては、1.0未満

この場合において、2つ以上の質量濃度変換係数がイ又ロのいずれかに該当する場合は、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

働省令第18号。以下「粉じん則」という。)第26条第1項の規定による作業環境測定の際に行う併行測定のほか、作業が定常的に行われている時間帯に行われた併行測定のみでも差し支えないこと。ただし、各測定の間隔は、1月以上をあけて行われたものであること。

- (2) (1)の4つの質量濃度変換係数のうちの最大値が最小値の2倍を超える場合には、(1)の平均値から最も離れた係数1つ(最大値と最小値が等しく離れている場合は最小値)を除く3つの係数の平均値とすること。

この場合において、当該3つの係数のうち最大値が最小値の2倍を超えるときには、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

- (3) (1)の4つの質量濃度変換係数のうち1つが次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、当該係数を除く3つの係数の平均値とすること。

イ 光散乱方式による測定機器にあつては、20未満

〔単位 平均粒径0.3 μ mのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、
0.01mg/m³/cpmの測定機器にあつては、10⁻³mg/m³/cpm
0.001mg/m³/cpmの測定機器にあつては、10⁻⁴mg/m³/cpm〕

ロ 圧電天秤方式による測定機器にあつては、1.0未満

この場合において、2つ以上の質量濃度変換係数がイ又ロのいずれかに該当する場合は、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

2 「厚生労働省労働基準局長が示す数値」について

「厚生労働省労働基準局長が示す数値」は、当面、次に掲げる機器について適用することとし、当該機器の種類に応じ、次のイ又はロに掲げる数値とすること。

光散乱方式による測定機器 P-5L、P-5H、LD-1L、LD-1H(以上、柴田科学株式会社製)

イ 粉じん則別表第2第15号の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……45(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

ロ その他の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……60(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

〔単位 平均粒径 $0.3\mu\text{m}$ のステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、
 0.01mg/m³/cpm の測定機器にあつては、 $10^{-3}\text{mg/m}^3/\text{cpm}$
 0.001mg/m³/cpm の測定機器にあつては、 $10^{-4}\text{mg/m}^3/\text{cpm}$ 〕

第2 (略)
 第3 (略)
 別添 (略)

2 「厚生労働省労働基準局長が示す数値」について

「厚生労働省労働基準局長が示す数値」は、当面、次の(1)又は(2)に掲げる機器について適用することとし、当該機器の種類に応じ、次の(1)のイ若しくはロ又は(2)に掲げる数値とすること。

(1) 光散乱方式による測定機器

P-3、P-5L、P-5H、LD-1L、LD-1H(以上、柴田科学器械工業株式会社製)、3411、5300(以上、日本科学工業株式会社製)

イ 粉じん則別表第2第15号の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……45(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

ロ その他の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……60(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

〔単位 平均粒径 $0.3\mu\text{m}$ のステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、
 0.01mg/m³/cpm の測定機器にあつては、 $10^{-3}\text{mg/m}^3/\text{cpm}$
 0.001mg/m³/cpm の測定機器にあつては、 $10^{-4}\text{mg/m}^3/\text{cpm}$ 〕

(2) 圧伝電秤方式による測定機器

3511、51-1111(いずれも日本科学工業株式会社製)
 特定粉じん作業が行われる屋内作業場……1.5

第2 (略)
 第3 (略)
 別添 (略)